

非居住者円普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店に限り取り扱います。

2. (預入れの最低単位)

この預金の最低預入金額は1円以上とします。

3. (通帳式、無通帳式)

この預金については、通帳式か無通帳式かを選ぶことができます。無通帳式の場合には、お取引の記録はご希望により当金庫所定の方法によりご報告します。

4. (証券類の受け入れ)

- (1) この預金口座には現金(外国通貨を除く。)のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立ができるもの(以下「証券類」という。)を受け入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5. (払込金の受け入れ)

- (1) この預金口座には外国為替による振込金を受け入れます。
- (2) この預金口座への払込について、払込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

6. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、当店で取り立て、その決済を確認したうえでなければ、預金の払戻しはできません。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、ただちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

7. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。
- (2) この預金から現金による払戻しの要請があった場合、支払います。
- (3) 同日に数件の支払をする場合でその金額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

8. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)千円以上について付利単位を百円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。

9. (変更・取消)

- (1) 預入れ・払戻しにかかる日時、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件については、預金者と当金庫が合意した後は、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。

- (2) 前項にかかるわらず、当金庫がやむをえないものと認めて、変更または取消に応じる場合には、預金者はそのために生じる一切の手数料、費用、精算金、損害金等を当金庫に支払うものとします。

10. (届出事項の変更等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出してください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約、または印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

13. (解約)

- (1) この預金口座を解約する場合には、お届印と通帳式の場合は通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。
- (2) 次の各号についても該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座が名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が12.(1)に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
- (3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① この預金の預金者が次のAからIまでのいずれかに該当したことが判明した場合
A 暴力団
B 暴力団員

C 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

D 暴力団構成員

E 暴力団関係企業

F 総会屋等

G 社会運動等

H 標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団

I その他前各号に準ずる者

② この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して次の A から E までの反社会的勢力、又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者と以下の各号のひとつにでも該当する関係を有することが判明した場合

A 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

B 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき

D 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

E その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

③ この預金の預金者が自ら又は第三者を利用して、以下の各号のひとつにでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当金庫の信用を棄損し、又は当金庫の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、お届印と通帳式の場合は通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (取引の制限)

(1) 当金庫は、預金者の顧客情報を適切に管理するため、各種確認や資料の提出を依頼させていただくことがあります。預金者から正当な理由なく別途定める期日までに回答いただけない場合には、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前 2 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明が合理的と判断されたこと等により、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに前 2 項の取引等の

制限を解除します。

15. (相殺等)

- (1) 預金者に万一著しく信用を害する事態が発生した場合には、当金庫は預金者が負担する全ての債務の弁済期が到来したものとみなして、当金庫所定の方法により非居住者円預金勘定残高を任意に相殺します。
- (2) 前項により生じた費用、損害金等については、当金庫の責めに帰すべき事由による場合を除き、すべての預金者が支払うものとします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して、通帳方式の場合は通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
- ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当金庫が負担するものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この

預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

- ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
- ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

19. (休眠預金等活用法における最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に定める日とします。

預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること 当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

21. (適用法令等)

- (1) この預金には、日本における外国為替に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

22. (規定の改正)

この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。

以上
(2019年5月15日現在)